弾力的運用 Q＆A

1. 制度全般について

Q1 「弾力的運用による指定校変更」とはどのような制度ですか。

お住まいの住所によって定められている「指定校」以外の中学校へ、特定の理由（部活動など）がある場合に、一定のルールの範囲内で入学を希望できる制度です。
ただし、学校の受け入れ教室数や安全面などの状況により、希望校に入ることができるとは限りません。

Q2 誰でも自由に中学校を選べるのですか。

自由選択制ではありません。申出には枚方市教育委員会が定める申出事由を満たしている必要があります。

Q3 希望校の受け入れ可能数が「若干名」の場合、入ることはできないのですか。

受け入れ可能数の「若干名」とは、その中学校の教室数が学級編成（クラス数）の限界に近く、受け入れられる人数が数名程度である状態を指します。この場合の選考・決定は以下のようになります。

① 申請者数が受け入れ可能数（若干名）以下の場合
申請基準を満たしていることが確認できれば、原則として全員が希望校へ入学できます。

② 申請者数が受け入れ可能数（若干名）を超えた場合
公開抽選など、教育委員会が定める厳正な方法によって入学者を決定します。

2. 部活動(クラブ活動)について

Q4 希望する部活動(クラブ活動)がある中学校への入学は認められますか。

「指定校に希望する部活動がなく、希望校にその部活動があること」を理由として申出することは可能です。ただし、以下の点について事前にご了承いただくことが申出の必須条件となります。

- 現行の部活動体制（種目・活動内容・顧問など）は、将来にわたって保証されるものではありません。具体的には、次のようなケースが考えられます。

①教員の異動による指導体制の変更や活動規模の縮小、生徒数の減少などによる休部・廃部となる可能性があります。

②学校部活動の地域展開により、学校部活動が地域クラブ活動に移行するなど、活動形態や指導者が変更となる可能性があります。

- 「入学後に部活動がなくなってしまった」という理由で、再度別の学校へ転校することは原則として認められません。

（裏面に続く）

Q5　クラブの活動状況はどこで確認することができますか。

各中学校のブログに掲載しています。

3. 通学・安全・その他について

Q6　指定校変更が認められた場合、通学方法にルールはありますか。

指定校変更による通学は、「徒歩」または「公共交通機関（電車・バス）」による通学が原則です。

自転車通学は、原則禁止です。また、保護者による自家用車での送迎による通学は、学校周辺の交通安全や近隣住民への配慮からお控えください。通学路の安全確保は保護者の責任となります。

Q7　申出が却下されたり、抽選に外れたりした場合はどうなりますか。

指定校変更が認められなかった場合は、指定校（お住まいの校区の中学校）へ入学することになります。

公開抽選の有無については 11 月 11 日に枚方市ホームページや枚方市教育委員会ブログにてお知らせするほか、公開抽選となった学校を希望されたご家庭には個別にお知らせいたします。

Q8　私立の受験も検討しています。もし、公立に通うことになった場合は弾力的運用を希望しています。相談・申出は必要ですか。

私立の受験を検討されている場合も、公立に通うことになった際に弾力的運用を希望するのであれば、今回の相談・申出は必要です。

4. 相談・申出について

Q9　ロゴフォームの入力は必須ですか。

ロゴフォームは、9 月末の相談期間に来庁の際にご記入いただく用紙を、相談期間までに事前入力しておけば、当日にスムーズに受付をしていただけるというもので、必須ではありません。

事前入力されなくても、当日用紙をご記入いただけますが、スムーズな受付のため、ご協力をお願いいたします。

Q10　指定校変更したい理由が選択肢の4つに当てはまりません。

詳しい状況を伺います。学校支援課にお問い合わせください。

Q11　仕事があり、相談期間に行けません。

学校支援課にお問い合わせください。